

今号は、①第32回京都労働安全衛生学校、②過労死防止京都連絡会・学習会&第11回総会、③この間のアスベスト裁判をめぐる動き、④化学一般京滋福地本第42回安全衛生一泊学校参加報告、⑤2024年の労災発生状況、⑥京都市公務災害認定闘争・再審査で認定、⑦この間の内外情勢のザッピング、⑧今月のお勧めの2冊です。

I 第32回京都労働安全衛生学校開催

6月14日の午後、ラポール京都で、「第32回京都労働安全衛生学校」が開催されました。受講生は会場に15人、オンラインで5人の合計20人でした。同学校は、京都総評といの健京都センターの共催で、「職場・地域の『いの健・ローアン活動家』の育成」を目的として、毎年5～6月の時期に開催されています。



司会進行は、京都総評の柳生剛志事務局長で、開講のあいさつを京都総評の労働安全対策委員会責任者の中野宏之京都総評副議長（京都教職員組合委員長）が行いました。第1講義は「労働安全衛生法の基本とローアン活動の進め方」で講師はいの健京都センターの岩橋事務局長が、第2講義は「ハラスメントの防止と労災保険の活用」で講師は前半のハラスメント防止をNPO法人メンタルサポート京都の飛驒佳美事務局長が、後半の労災保険の活用を京都職対連（京都労災職業病対策連絡会議）の芝井公事務局長が行いました。第1講義で、岩橋講師は、「労働組合があるのに、職場で労働者の命や健康が破壊されているということはあってはならないし、それが起っているということは労働組合のとりのくみが不十分な証拠だ」と強調しました。第2講義で、飛驒講師は、「職場のハラスメントは、被害者と行為者の関係だけで発生するものではなく、職場のさまざまなストレス要因が背景にもなっている。個人の問題ではなく、職場の問題として捉えることが重要だ」として、「行為者と被害書をとりにくく職場全体が、ハラスメント行為に対して声をあげられない、ものをいえない状態になっていないか」チェックしようと呼びかけました。芝井講師は、「損なわれた健康、失われた命はもどらない。一番大切なのは、働くことが原因でいのち・健康が奪われない職場と社会を作ること。キーパーソンは労働組合」と指摘しました。受講生からは、「勉強になった。ためになった」、「来年はもっと参加するように呼びかけたい」といった声が出されていました。

II 過労死防止京都連絡会・学習会&第11回総会開催

いの健京都センターが事務局を担っている「過労死防止京都連絡会」の学習会と第11回総会が、6月21日、ラポール京都で開催されました。参加は13人でした。

第1部の学習会では、全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表世話人が「『過労死防止大綱』の改正」を、過労死弁護団全国連絡会の事務局・幹事をしている古川拓弁護士が「脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の改定とその後の動向」をテーマに



お話をされました。寺西さんは、「過労死防止大綱とは」から始め、大綱の構成、当事者意見と見直し・変更のポイント、過労死等の現状と課題について話し、新大綱の活用＝労働組合等で研修をして職場で生かすことを呼びかけました。古川弁護士は、改定のポイント（緩和される「時間」、複数出来事の総合評価、発症後の増悪）を説明し、「労働時間」概念の最前線（＝「労働基準法」に言う労働時間と「業務起因性」の判断の前提となる労働時間）や最高裁の2025年3月7日判決（静岡県警察官自死損害賠償請求事件）などを解説しました。【2Pに続く】

第2部の第11回総会は、いの健京都センターの岩橋事務局長の司会進行で、荻野幸夫代表（京都労災被災者家族の会）のあいさつ、京都労働局の小笠原哲治労働基準部長の来賓あいさつ、古川拓事務局長（過労死弁護団）の議案提案が行われました。参加者が少なかったこともありましたが、参加者全員が発言する活発な討論が行われました。全会一致の議案採択の後、新役員を選出して終了しました。

Ⅲ この間のアスベスト裁判をめぐる動き

5月27日、建設アスベスト京都第2陣訴訟の控訴審の弁論が、大阪高裁で行われました。第2陣訴訟の共同代表の北村せつ子さんが意見陳述を行い、北村さんは「これ以上建材メーカーの責任のがれの裁判が続くのは耐え難い。『早期の全面解決』を！」と訴えました。また大河原壽貴弁護士が「外装材に関する一審被告企業の予見可能性」について、谷文彰弁護士が「解体警告義務」について口頭弁論を行いました。裁判はこの日で結審し、判決の言い渡しは10月30日（木）午後2時となりました。裁判に先がけて、淀屋橋で宣伝行動がとりくまれました。



6月13日、ユニチカの宇治工場で働きアスベストに被ばくして中皮腫を発症した河合敏彦さん（京都職対連幹事）の「河合さんの裁判を支援し、アスベスト被害者救済を進める会」の学習会・結成総会が、宇治市内で開催されました。参加者は40人でした。京都職対連の新田昌之会長（京都自治労連）の司会進行で進められ、アスベスト弁護団の谷文彰先生が学習会の講師となり、アスベストの説明から始まり、泉南アスベスト訴訟で示された工場型の国の責任と和解の枠組み、ユニチカの企業責任と訴訟の現状と見通し、そして課題を説明しました。京都職対連の芝井公事務局長が会の申し合わせ事項を説明し、確認されました。共同代表に前窪義由紀さん（年金者組合宇治・久御山支部、国民救援会宇城久支部）、南川多津夫さん（元ユニチカ労働者、元ユニチカCS2患者を守る会）、山中敏行さん（宇城久地区労、京建労宇治支部）の3氏を選出、事務局団体に前述の5団体に加えて京都職対連（連絡先）を確認し、最後に河合さん本人も訴えを行って終了しました。

Ⅳ 化学一般安全衛生一泊学校に参加しました！



6月7～8日、琵琶湖畔のホテルで、化学一般京滋福地本の歴史と伝統を誇る「第42回安全衛生一泊学校」が開催されました。編集子は講演を頼まれたこともあり、最初から最後まで参加させていただきました。1日目の午前には講演で、編集子がいの健京都センターの学習パンフ「ハラスメントのない働きやすい職場を創る！」を使ってお話させていただきました。午後からは化学一般京滋福地本における「労災

発生状況」についての報告をしたのち、3つの分科会（①初めて安全衛生を担当する人のために、②職場のハラスメントの実態交流、③メンタルヘルスの職場のとりくみ状況）に別れて報告と討論。そして日本特殊研研労働組合の竹重欽章委員長の落語（絶品！）を聞いて、安全衛生いろはかるた大会が行われました。そして夜は夕食交流会。2日目はお昼まで災害事例の説明を受けたのち、3つの分析・分散会に別れて討論。さいごに労働安全衛生に関する〇×クイズ～全体集会・閉校あいさつと続きました。バラエティに富んだ内容で楽しく学習と交流ができました。参加者は30人でした。





V 2024年の労働災害発生状況

1 全体 (5月30日、厚生労働省発表)

2024年の労働災害による死亡者数(新型コロナウイルス感染症罹患者を除く)は746人(前年比▲9人)で過去最少、休業4日以上死傷者数は135,718人(前年比+347人)で4年連続の増加となりました。コロナ感染症の罹患による労災死亡者数は1人(前年比▲3人)、休業4日以上死傷者数は15,196人(前年比▲18,441人)

⑨ 但し、上記数字には、過労死・過労自死等の脳・心臓疾患&精神障害やアスベストの労災被災者数は含まれていないことに注意が必要です！

参考までに、「2023年度の脳・心臓疾患の労災請求件数」は、1,023件(前年比+220件)、内死亡事案247件(+29件)、「2023年度の精神障害の労災請求件数」は、3,575件(前年比+892件)、内未遂を含む自殺事案212件(+29件)(2024年6月28日、厚生労働省発表)。2023年度のアスベスト関連疾病の労災は、「肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚」が請求件数1,305件、支給決定件数1,170件、「石綿肺」の労災支給決定件数が62件、「特別遺族給付金」は、請求件数317件で、支給決定件数159件(2024年2月11日、厚生労働省発表)。

死亡の業種別では、建設業232人、製造業142人、陸上貨物運送事業123人、商業55人の順。事故の型別では、墜落・転落188人、交通事故(道路)123人、はさまれ・巻き込まれ110人の順。

死傷者の業種別では、製造業26,676人、商業22,039人、保健衛生業18,867人、陸上貨物運送業16,292人の順。事故の型別では、転倒36,378人、腰痛等の動作の反動・無理な動作22,218人、墜落・転落20,699人の順。

雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%ですが、労災による休業4日以上死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は30.0%で、60歳以上の高齢者の労災発生率は、30歳代との比較で、男性は約2倍、女性は約6倍。休業見込み期間も年齢が上がるにつれて長くなっています。

外国人労働者の雇用者全体に占める割合は3.8%ですが、労災の死傷者数に占める割合では4.6%。労災発生率(死傷年千人率)は、全体が2.3人で、外国人労働者は2.71人、特に技能実習3.98人、特定技能3.91人、身分に基づく在留資格3.63人となっています。

2 京都 (京都労働局、6月18日発表)

2024年の労災死亡者数は5人〔製造業2人、運輸業2人、清掃・と畜業1人/墜落・転落2人、飛来・落下1人、激突され1人、交通事故(道路)1人〕と前年の17人に比べて12人減少し、統計を取り始めた1958年以降の67年間において過去最少となりました。特に建設業で死亡者がゼロとなったのは初めてのことです。休業4日以上死傷者数は、2016年に過去最少の2296人になって以降増加傾向となっていました。2560人(コロナ関連の労災を除く)と、前年より112人・4.2%の減少となりました。業種別では、①製造業469人、②保健衛生業411人(うち社会福祉施設304人)、③商業411人(うち小売業296人)、④運輸業366人(うち道路貨物運送・陸上貨物取扱業276人)、⑤接客娯楽業243人(うち飲食店142人・旅館業57人)、⑥建設業207人、⑦清掃・と畜業151人(うちビルメンテナンス業81人)、⑧林業19人となっています。建設業で前年から比べて59人・22.2%の減少となっています。事故の型別では、①転倒634人、②腰痛などの動作の反動・無理な動作496人、③墜落・転落377人、④はさまれ・巻き込まれ230人、⑤交通事故(道路)181人となっています。年齢別には、①60歳以上780人・30.5%、②50歳代688人・26.9%と、50歳以上の中高年齢者で57.3%に及んでいます。



VI 京都市職労の公務災害認定闘争、再審査で勝利判決！

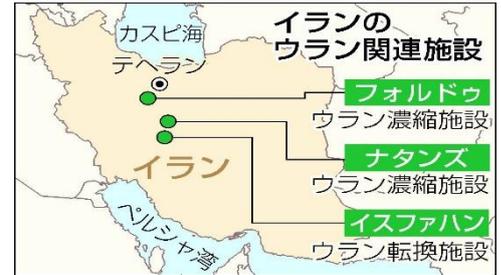
4月23日、京都市職労のA組合員の公務中の転倒事故による傷病（＝2023年3月、外勤中に転倒して顔を7針縫うけが）について、地方公務員災害補償基金の審査会は、A組合員の再審査請求に対して、「2023年5月10日付の地方公務員災害補償基金京都支部長が行った公務外認定処分並びに2024年1月25日付の京都市支部審査会の審査請求を棄却するとの判決を取り消す」との判決を行い、公務災害として認定しました！



VII この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング

1 イスラエル&アメリカ、イラン空爆。ガザの死者5万5千人を超す

6月13日、イスラエル軍は、イラン各地に大規模な空爆を行い、以来イスラエルとイランは攻撃の応酬を続けています。6月21日には、米軍がイラン領内の各施設3か所を空爆したと発表しました。いずれも国連憲章と国際法に違反した無法な攻撃であるとともに、核施設への攻撃は放射能汚染の恐れもあり到底許されるものではありません。



6月11日、ガザの保健当局は、2023年10月のイスラエルとハマスの衝突以降のガザ側の死者数が5万5千人を超えたと発表しました。ガザではアメリカとイスラエルの主導で運営されている食糧配給書付近の銃撃で犠牲者が増加しています。

2 韓国新大統領に季在民（イ・ジェミョン）氏～前大統領と内乱勢力に審判！～

6月3日投開票された韓国大統領選挙で、最大野党の「共に民主党」の李在民（イ・ジェミョン）氏が当選し、3年振りの政権交代となりました。昨年12月に「非常戒厳」を宣布した尹錫悦（ユン・ソンニョル）前大統領の罷免に伴い行われた今回の選挙で李氏は歴代最多の1729万票（得票率49.4%）を獲得しました。投票率は79.4%と高率で、1997年以降で最高でした。



3 通常国会；学術会議解体法、改定給特法、年金改定法は成立。企業団体献金禁止、選択的夫婦別姓は審議未了に

6月22日、今年の通常国会が閉会となりました。日本学術会議の独立性と自律性を脅かし、「学問の自由」を侵害する日本学術会議解体法は、6月11日、自民、公明、維新の賛成で可決・成立しました（立民、国民、共産、れいわは反対）。教員の「働かせ放題」を温存した給特法（公立学校教員給与特別措置法）改訂案も、6月11日、自民、公明、立民、国民などの賛成で可決・成立しました（共産、れいわは反対）。「マクロ経済スライド」に手を付けず年金の削減を今後も継続する年金制度改定法は、6月13日、自民、公明、立民などの賛成多数で可決・成立しました（維新、国民、共産、れいわは反対）。企業・団体献金禁止法案や選択制夫婦別姓導入法案は、自民党などの抵抗で審議未了となりました。



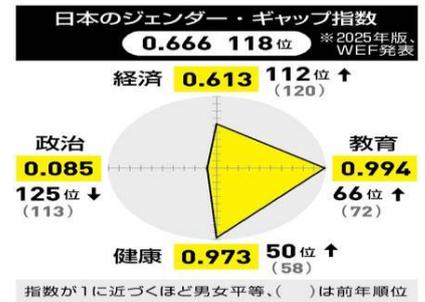
4 2024年の出生数、初の70万人割れ。出生率も過去最低の1.15

6月4日、厚生労働省は、2024年の日本人の人口動態統計を公表しました。2024年に生まれた子ども（出生数）は、68万6861人で初めて70万人を下回りました。1人の女性が生涯に産む見込みの人数を示す「合計特殊出生率」は1.15と過去最低を更新しました。婚姻数は、2年振りに増加し、48万5063組でした。平均初婚年齢は男性が31.1歳、女性が29.8歳でした。死亡数は160万5298人で、75歳以上の高齢者が8割を占めました。出生数が死亡数を下回る事前減は91万9237人と過去最大でした。



5 ジェンダーギャップ指数、日本118位のまま

6月11日、「世界経済フォーラム」は、世界各国の男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」の2025年版を発表しました。日本の総合ランキングは、世界148カ国中118位で、昨年と同じでした。今回も主要7カ国（G7）中最下位で、韓国101位、中国103位にも及びませんでした。総合首位はアイスランドで、フィンランド、ノルウェーと北欧諸国が続いています。



2025年近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会 in 神戸

- 開催日時：2025年8月2日（土）午後1時30分～4時40分
- 開催場所：神戸市中央区文化センター・1001&1002号室
（JR神戸線三宮駅から南へ徒歩約10分弱）
- プログラム：
 - ・ 特別講義「幸せランキングが高い北欧などの労働実態などの大きな差はなぜ生まれた？何が改善の要か？！」（講師は、埴田和史さん、働くもののいのちと健康を守る全国センター理事長、びわこリハビリテーション専門職大学教授）
 - ・ 過労死・過労自死被災者の労災認定や尊厳回復、損害賠償を求める遺族からの訴え。支援団体からの報告。
- 参加費：無料
- 申し込みは、いの健京都センターまで、電話（075-803-2130）かFAX（075-803-2134）かメール（ino-ken@topaz.ocn.ne.jp）をお願いします。
- 申し込み締め切り：7月24日（水）午後5時まで



いの健京都センター・第27回定期総会

- 開催日時：2024年8月26日（火）午後6時30分～
- 開催場所：ラポール京都（京都労働者総合会館）四階・第7会議室



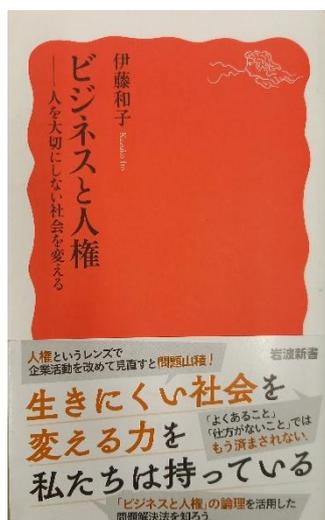
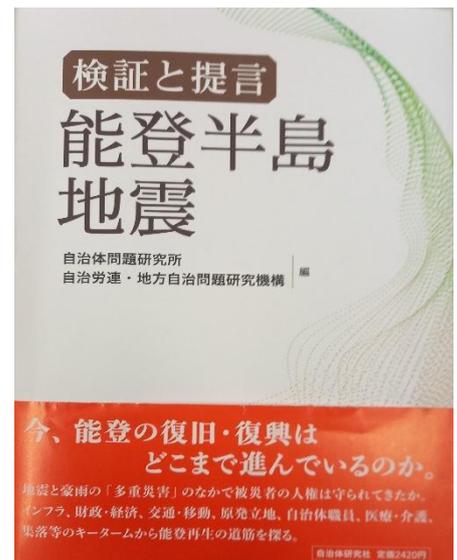
Stop! ザ・働き過ぎ! 第20回働き方を見直す京都集会

- テーマ：『新時代の日本的経営』から30年、財界が狙う働かせ方に抗して～ジェンダー視点で働き方を見直す～
- 開催日時：2025年9月28日（日）午後1時～4時15分
- 開催場所：ラポール京都（京都労働者総合会館）四階・第12会議室
- 主な内容：
 - ・ 記念講演「政府・財界の描く働き方・働かせ方の将来像を探る」
（竹信三恵子さん、和光大学名誉教授）
 - ・ 基調報告
 - ・ グループトーク
- 参加費：無料、Zoom参加可
- 申し込みは、京都総評かいの健京都センターまで、電話・Fax・Mail をお願いします！



Ⅷ 今月のお勧めの2冊；「検証と証言・能登半島地震」、「ビジネスと人権」

1冊目は、自治体問題研究所・自治労連・地方自治問題研究機構編集の「**検証と証言・能登半島地震**」（自治体研究社、2025年4月初版、2200円＋税）。本の帯には、「今、能登の復旧・復興はどこまで進んでいるのか？—地震と豪雨の『多重災害』のなかで被災者の人権は守られてきたのか！」とあります。本の構成は、中山徹奈良女子大学名誉教授・自治体問題研究所理事長の序章「能登半島地震、復興のあり方を考える」から始まり、「インフラ、財政・経済、交通・移動、原発立地、自治体職員、医療・介護、集落等のキーターム」から能登再生の道筋を探った10本の論文が掲載され、岡田知弘京都橋大学教授の終章「惨事便乗型『創造的復興』と『人間の復興』の新たな対抗—被災地における地方自治とコミュニティ再生の重要性—」で締めくくられています。中山先生は、「本気で国民を自然災害から守ろうとしているのか？」と国の復興政策を鋭く批判し、地域防災計画の見直し、避難所の改善、防災予算の拡充を求め、地震後の推移を踏まえ、復興をめぐる危険な動き（過疎地の集約化、国主導の復興）を告発し、復旧・復興の基本方向（復旧の遅れの直視、惨事便乗型復興計画の排除、生活・生業の再建を第一義課題に、集落から積み上げる復興計画、災害に強いまちづくりを本気で、原発推進施策の見直し、被災者が将来に希望を持てるように）を提案しています。岡田先生も、同様の視点から「憲法の理念と地方自治を生かした復興を」「憲法を被災地で生かす」ことを呼びかけられています。災害列島＝日本における震災への備え、震災からの復旧・復興を考える上で最適の一冊です。



2冊目は、伊藤和子さん（弁護士、国際人権NGOヒューマンライツ・ナウの副理事長）の「**ビジネスと人権—人を大切にしない社会を変える**」（岩波新書、2025年2月初版、1000円＋税）。本書のカバーの袖には、「企業が人を人とも思わないやり方で搾取し蹂躪する社会が国内外の企業活動で生じている。企業は国際人権基準を尊重する責任を負い、国家には人権を保護する義務があり、人権侵害には救済が求められる。私たち一人一人が国連の『指導原則』が示す『ビジネスと人権』の発想を知り、企業風土や社会を変えるための一冊。」とあります。本書は、2011年に国連の人権理事会が全会一致で採択した「**ビジネスと人権に関する指導原則**」（①人権を保護する国会の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセスの3つの柱からなる）を説明し、その活用を呼びかける本です。「なぜビジネスと人権なのか」の説明から始まり、「ビジネスと人権に関する指導原則とは何か」を説明し、「指導原則の世界での実施」を紹介。そして2023年の夏に、「国連ビジネスと人権作業部会」が訪日調査を行って作成された「最終報告書」に基づいて「日本企業が直面する人権問題」をとりあげています（マスコミで大きく取り上げられたジャニーズの性加害問題だけでなく、さまざまな日本の人権問題の深刻さを思い知らされます！）。日本では、政府が2020年に「ビジネスと人権に関する行動計画」を、2022年に「ガイドライン」を策定し、企業に「人権デュー・ディリジェンス」（人権状況の事前調査や評価）の実施を求めています。伊藤さんは、終章「社会は変えられる」において、政府に「国内人権機関の設立」と「包括的差別禁止法の制定」を求めるとともに、「私たち自身の未来を変えるために」人権を大切にしないカルチャーを、人権を大事にするカルチャーに変えることを呼びかけ、「指導原則」を活用し、日本でも市民の多くの声企業が企業行動を変え、社会を変えることを私たちに期待しています。